

グラフで見る岐阜県の建設労働災害  
**建設業労働災害事例集**  
(第29集)

平成22年5月



岐阜労働局  
健康安全課

岐阜県の建設業における労働災害の概況  
事故の型と起因物から見た建設業の労働災害  
発生月・発生時間から見た建設業の死傷災害  
年齢と経験年数から見た建設業の死傷災害  
事業場の規模から見た建設業の死傷災害  
工事の種類、発注機関別死亡災害  
災害事例

---

---

## 岐阜県の建設業における労働災害の概況

### 労働災害の推移

岐阜県における労働災害による死傷者数(休業4日以上のもの)は、昭和54年をピークに長期的には減少傾向が続いており、建設業においても同様の傾向を示しています。平成21年における全産業の死傷者数は、1,968人となり、前年に比べて430人の減少(対前年比17.9%減)となっています。

過去の建設業における死亡災害の発生状況をみると、死亡者が年間20人を超える年もありましたが、最近では10人を下回ることが多くなり、平成21年には4人と過去において、最も低い死亡者数となりました。

図1 - 1 休業4日以上之死傷者数

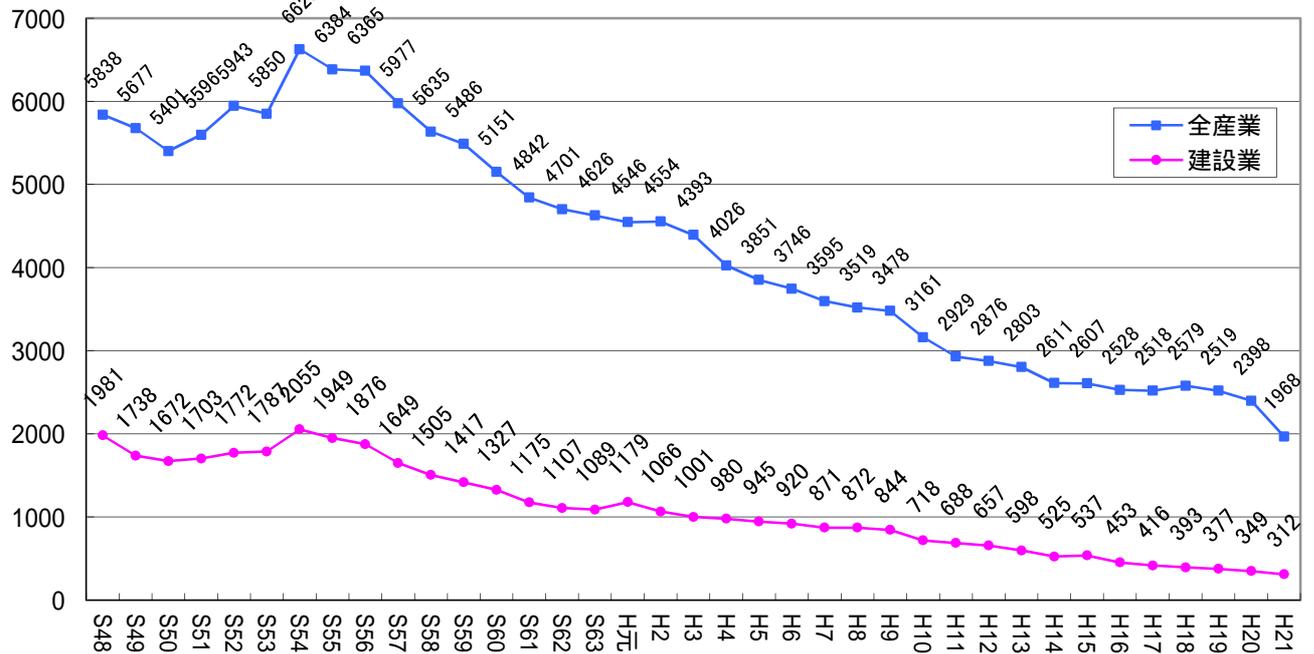


図1 - 2 死亡者数

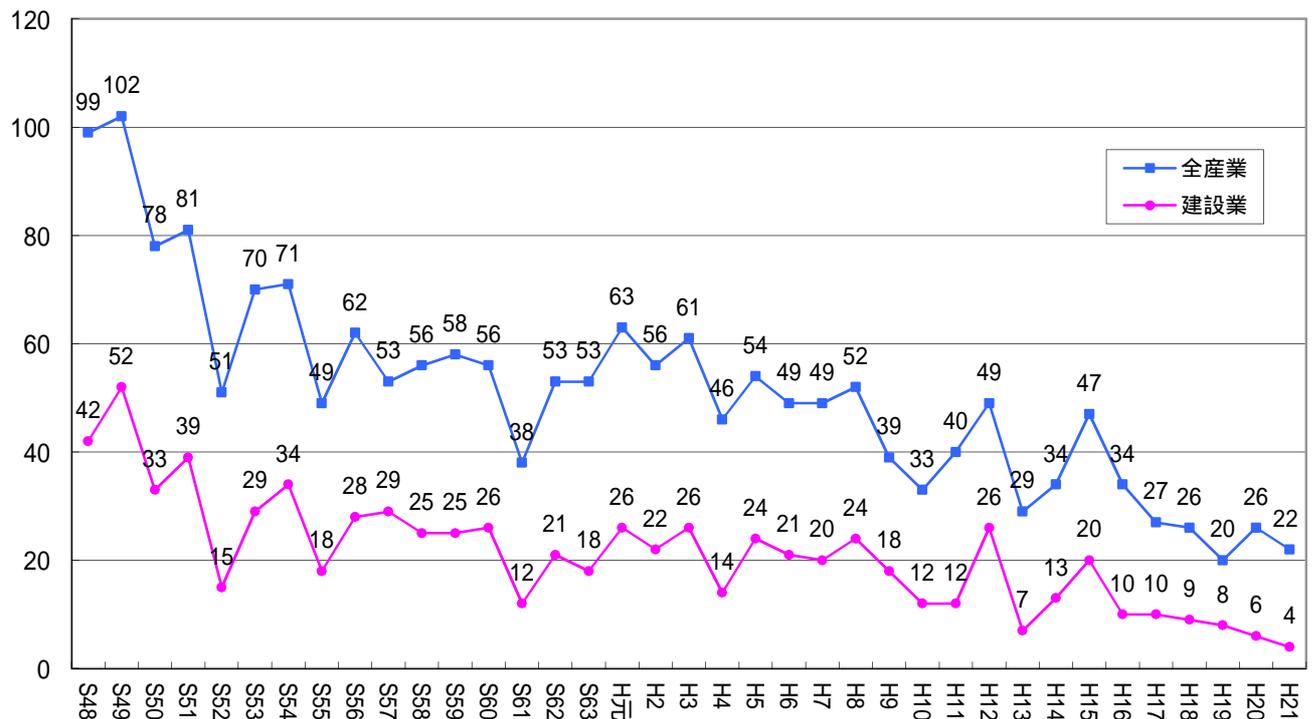


図2 - 1 業種別にみる休業4日以上之死傷災害の推移 (H12 ~ H21)

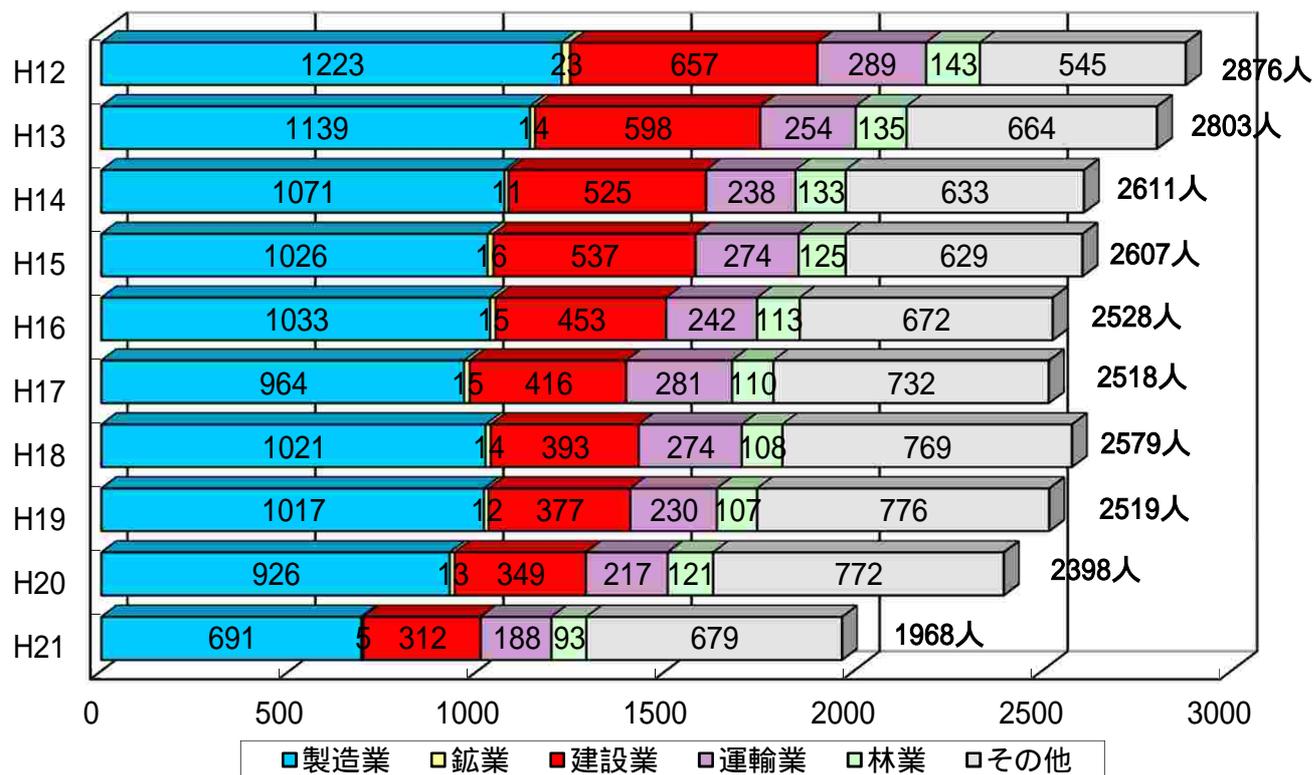
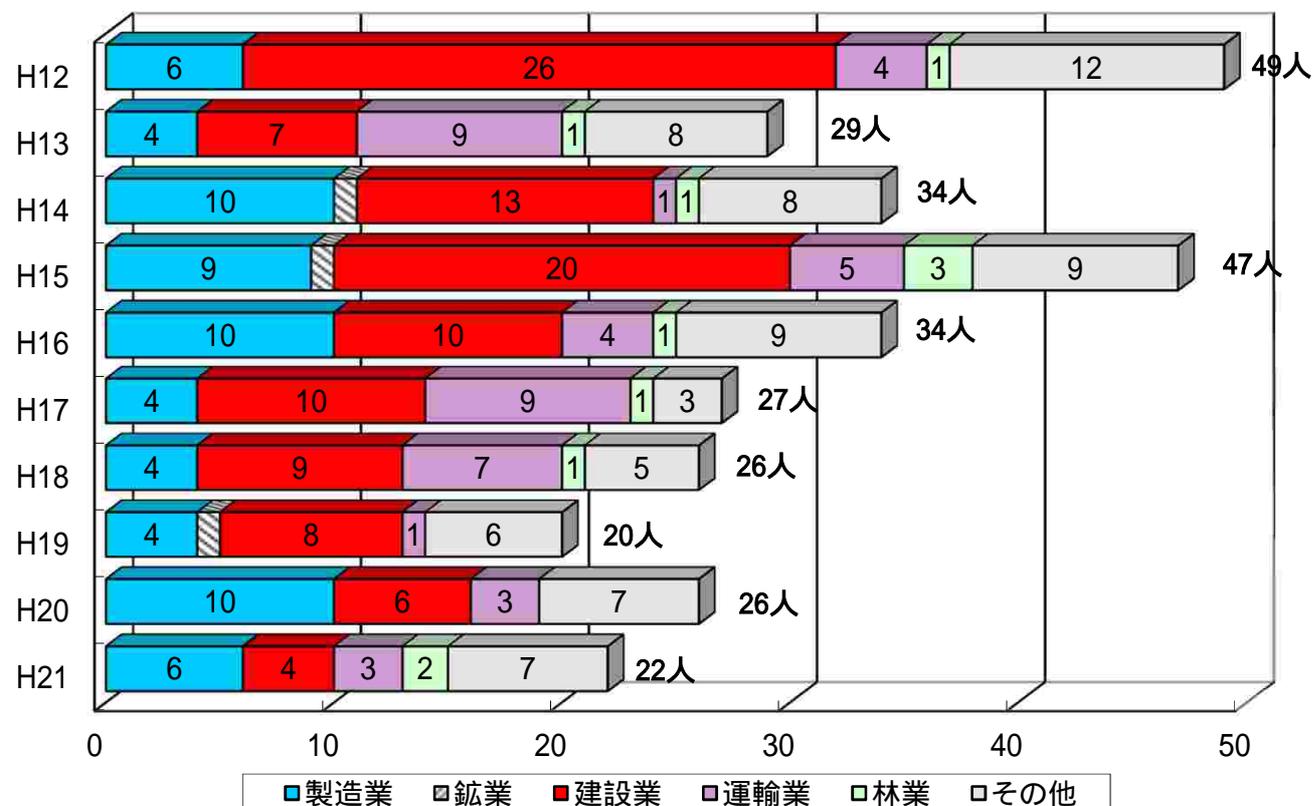


図2 - 2 業種別にみる死亡災害の推移 (H12 ~ H21)



# 事故の型と起因物からみた建設業の労働災害発生状況

平成21年

図3 - 1 休業4日以上死傷災害の事故の型別発生状況

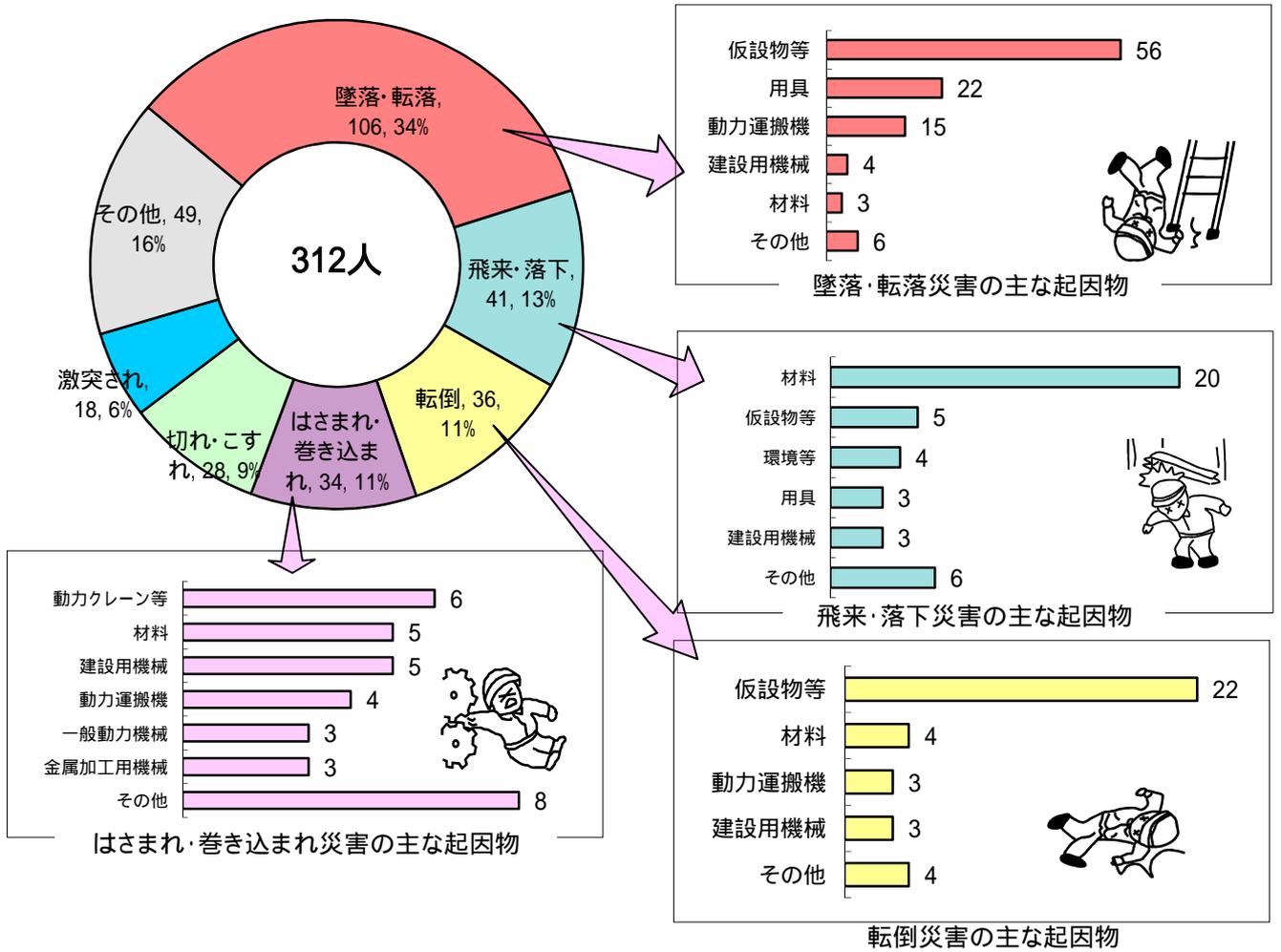
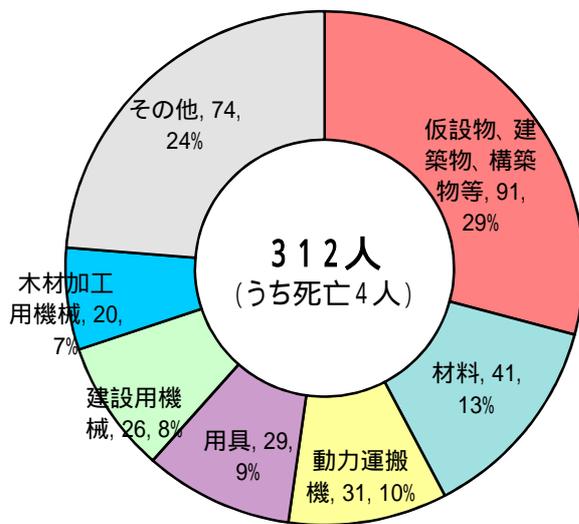


図3 - 2 休業4日以上死傷災害の起因物別発生状況



(注)起因物は、中分類で具体的には次のようなものである。

- ・仮設物、建築物、構築物等(通路、階段、作業床、足場など)
- ・用具(はしご、脚立、玉掛用ロープなど)
- ・材料等(金属材料、木材、竹材、石、砂、砂利など)
- ・建設用機械(ブルドーザー、ドラグ・ショベル、くい打機など)
- ・動力運搬機(トラック、フォークリフト、コンベアなど)
- ・木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤など)

## 死亡災害の傾向

建設業では平成12年から平成21年までの10年間に労働災害により113人もの尊い命が失われています。死亡災害を事故の型別にみると「墜落・転落」、「交通事故」、「崩壊・倒壊」の順で多く発生しており、起因物別にみると「仮設物・建築物・構築物」、「動力運搬機」、「環境等」の順で多く発生しています。

図4 - 1 過去10年間の事故の型別の死亡災害発生状況

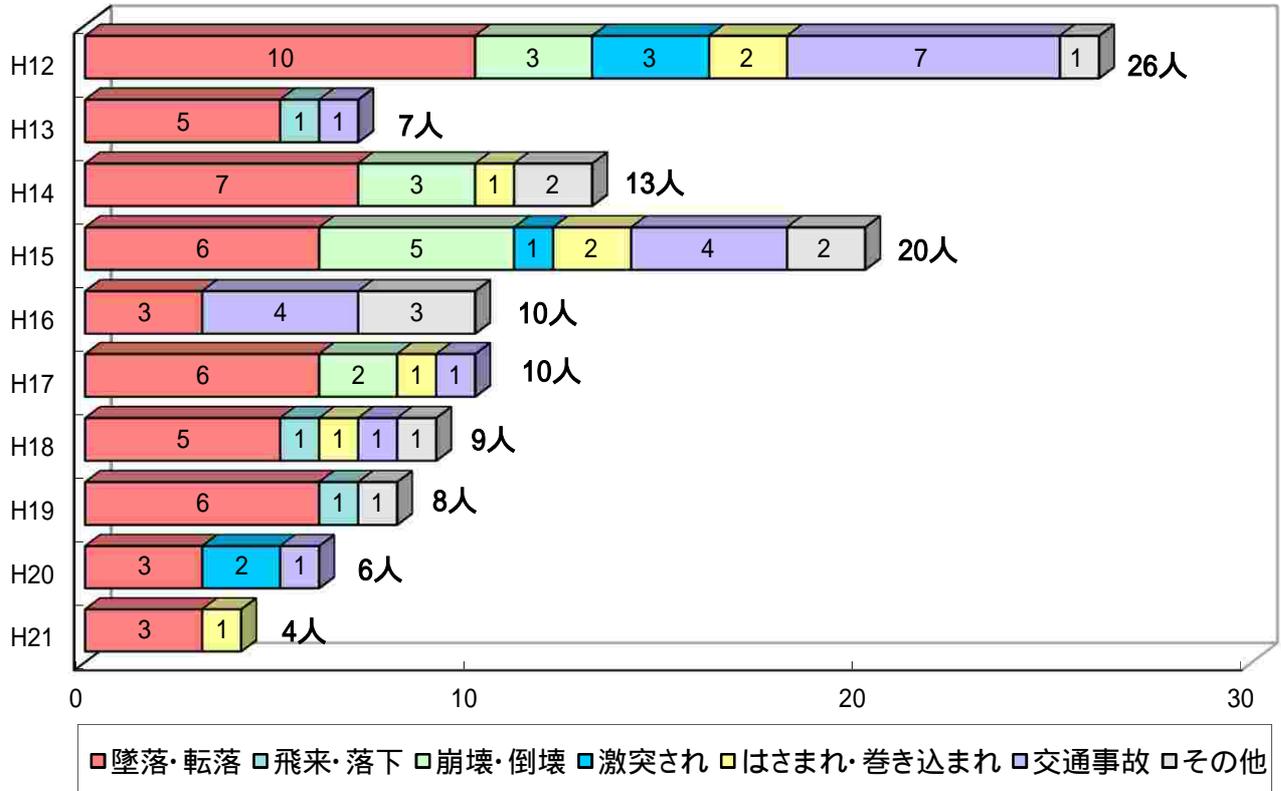
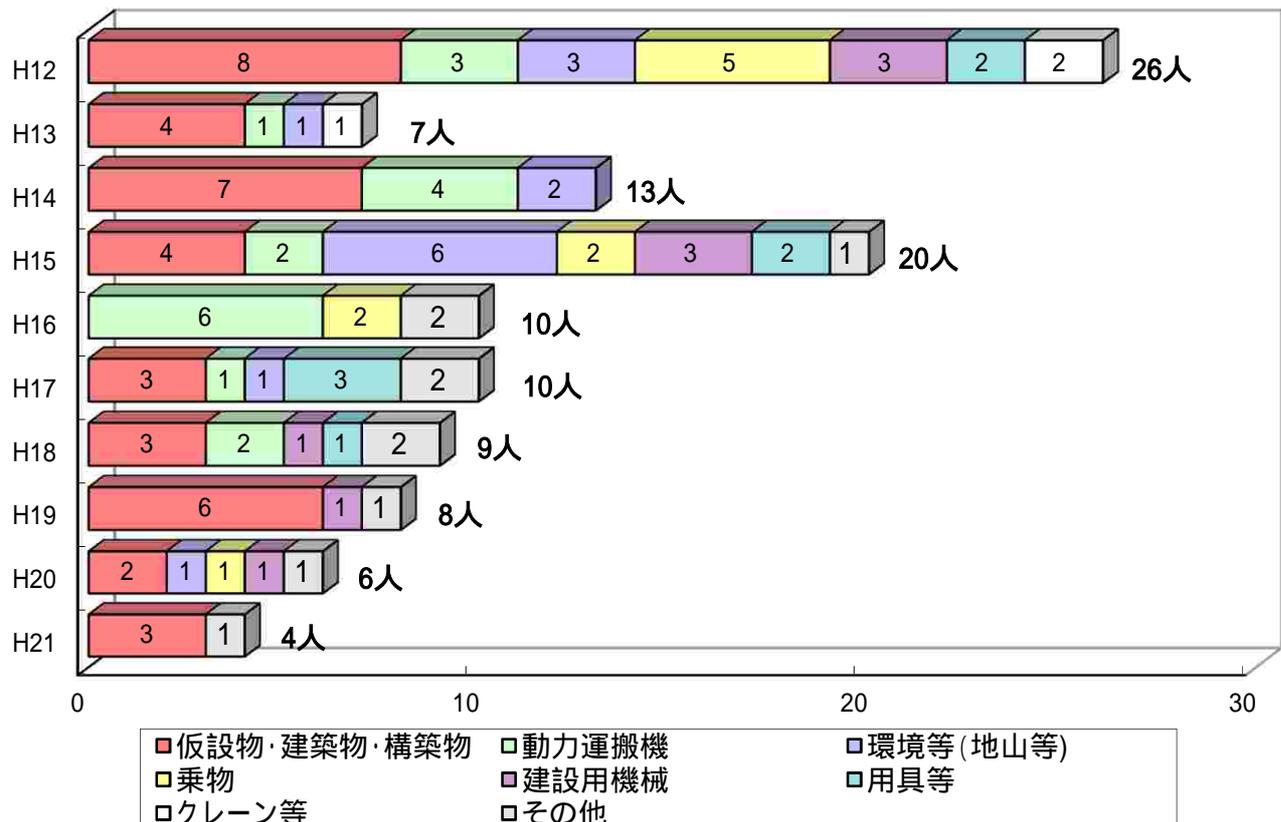


図4 - 2 過去10年間の起因物別の死亡災害発生状況



## 発生月・発生時間からみた建設業の労働災害発生状況

平成21年

図5 - 1 発生月別の発生状況

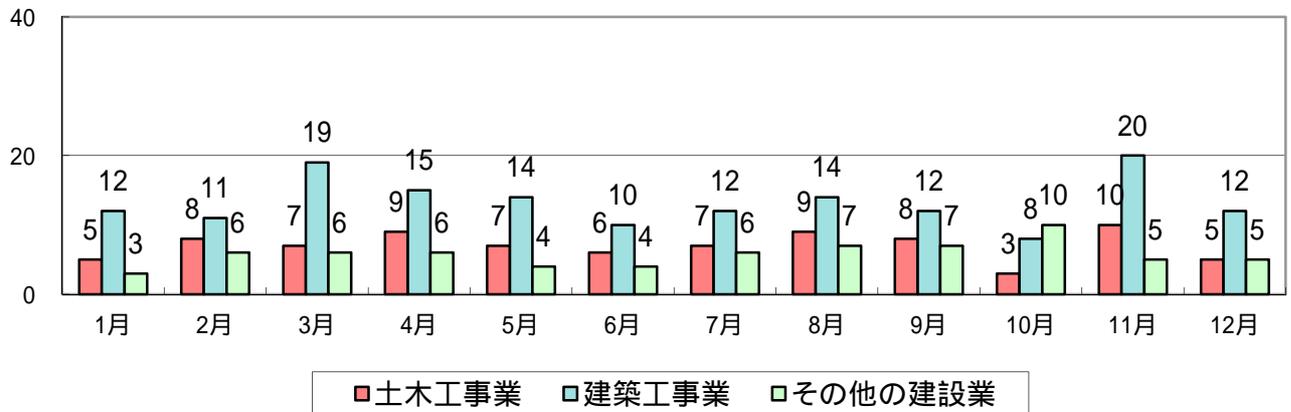
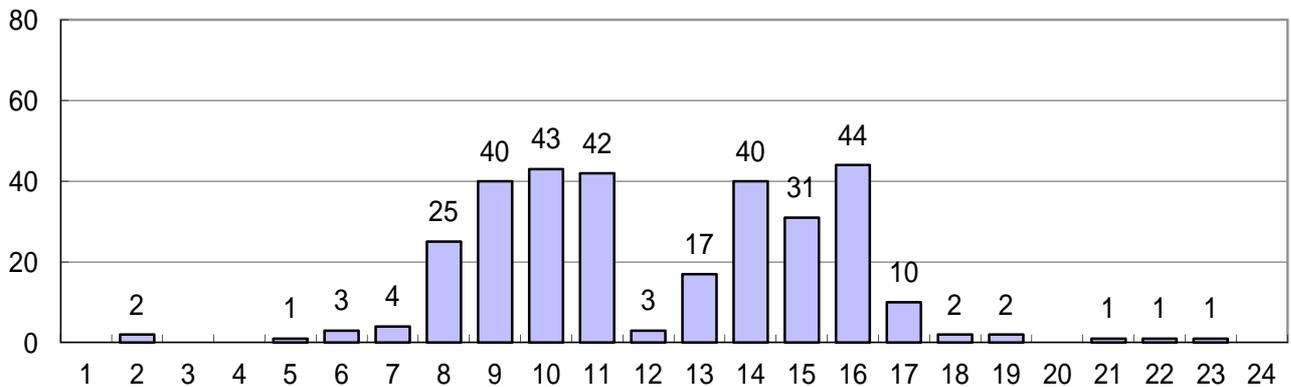


図5 - 2 発生時間別の発生状況



## 年齢と経験年数からみた建設業の労働災害発生状況

平成21年

図6 - 1 年齢別の発生状況

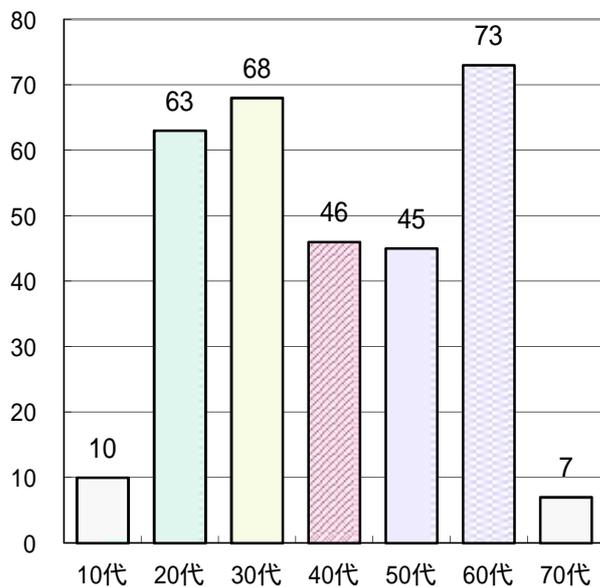
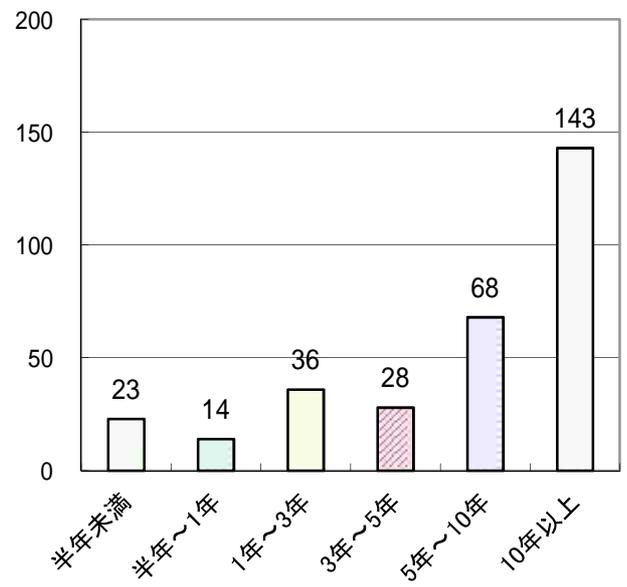


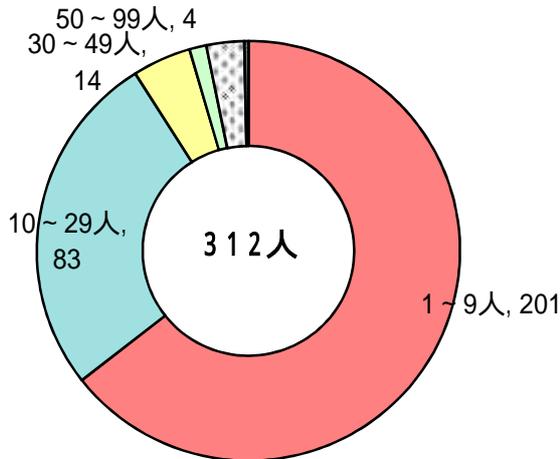
図6 - 2 経験年数別の発生状況



## 事業場の規模からみた建設業の労働災害発生状況

平成21年

図7 事業場規模別の労働災害発生状況



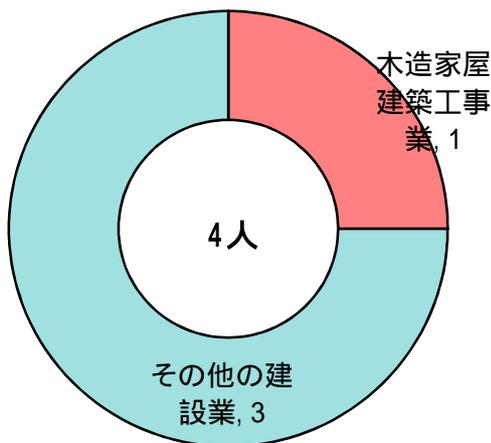
### 小規模事業場において災害多発

建設業における休業4日以上死傷災害の約96%が事業場の規模50人未満の事業場で発生しており、小規模事業場の安全衛生管理体制の整備等の強化が望まれます。

## 工事の種類・発注機関別にみた死亡災害発生状況

平成21年

図8 工事の種類からみた死亡災害発生状況

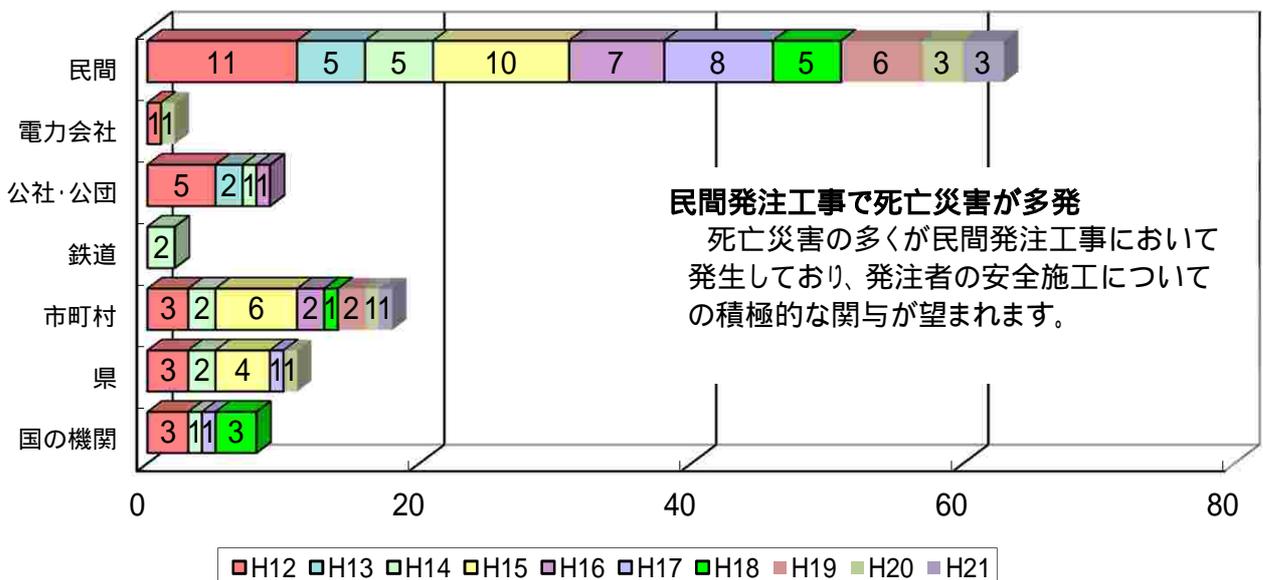


### 墜落・転落災害の割合が高くなっている

建設業における死亡災害の4人中3人が、その他の建設工事の現場で亡くなっており、また4人のうちの3人が「墜落・転落」災害で亡くなっています。「墜落・転落」災害防止の徹底が望まれます。

土木工事	0
建築工事	1
その他の建設業	3
合計	4

図9 過去10年間の発注機関別の死亡災害発生状況



### 民間発注工事で死亡災害が多発

死亡災害の多くが民間発注工事において発生しており、発注者の安全施工についての積極的な関与が望まれます。

# 災害事例

平成21年1～12月

## 災害事例編の留意事項

- 1 災害発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。
- 2 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。

## 墜落・転落

事例1 つり足場の設置作業中に墜落

事例2 木造住宅の建方作業中に床梁部の足場板から墜落

事例3 脚立足場の設置作業中に墜落

## はさまれ・ 巻き込まれ

事例4 砂取船の分離作業中に船体と機関室との間にはさまれた

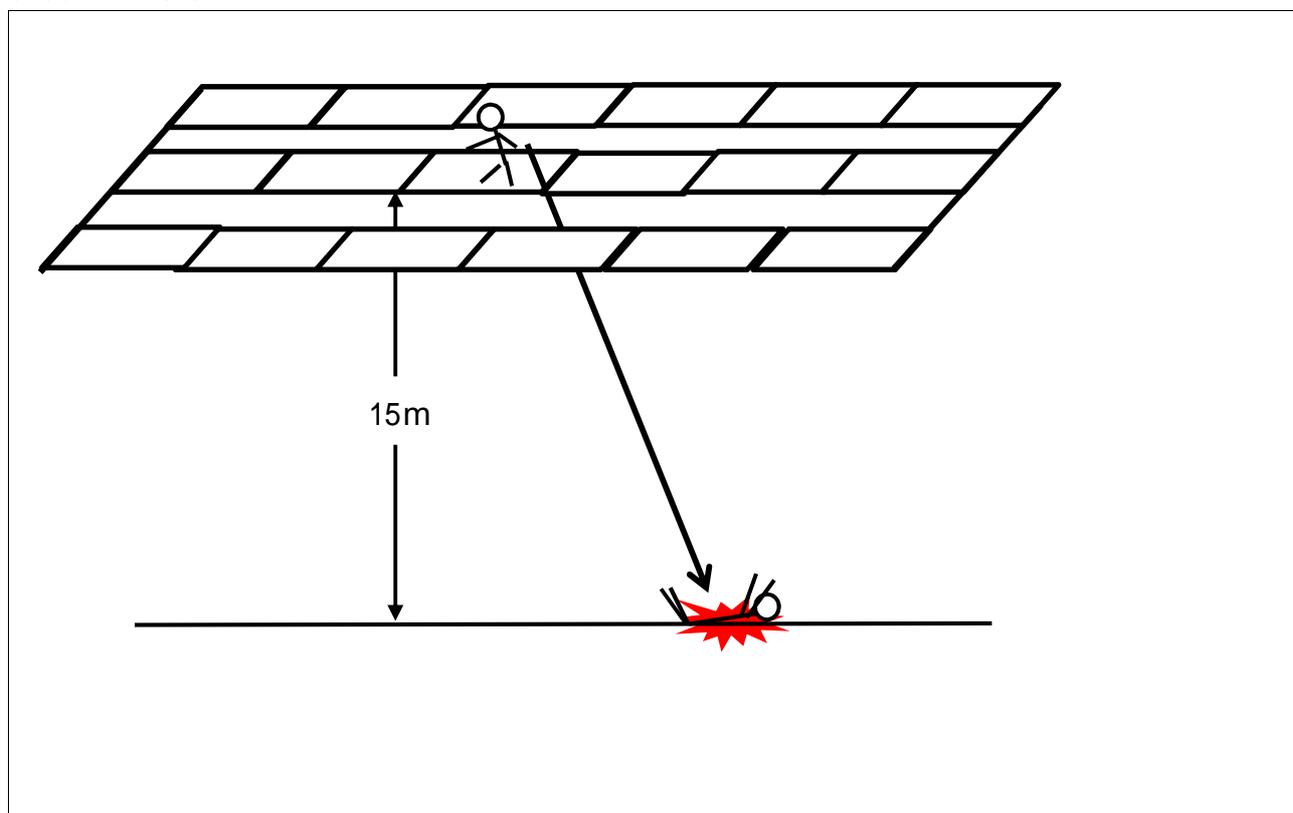
## 事例1 つり足場の設置作業中に墜落

事故の型	墜落・転落			起因物	足場
性別	♂・女	年齢	～19・20～・(30～)・40～・50～・60～・70～		
職種	塗装工	経験	5年	被災の程度	死亡
工事の種類	橋梁塗装工事			発注者	民間

### 発生状況

橋梁につき足場を設置中、足場板を利用して移動していたところ、足場板が鋼管に緊結されていなかったため、バランスを崩し、約15メートル下へ墜落した。

### 災害発生の概要



### 対策

1. 足場板を敷いた際には転位防止のため、番線等で固定を即時に実施すること。
2. 足場板を移動等に使用する場合は原則手すりを設置すること。  
また、手すりの設置が困難な吊足場等を移動する際に墜落を防止するため親綱を設置すること。  
なお、安全帯を付け替える際に墜落しないように2丁がけの安全帯を使用すること。

### ポイント

足場等において墜落のおそれのある箇所には、防網を設ける等の有効な墜落防止対策を徹底する。

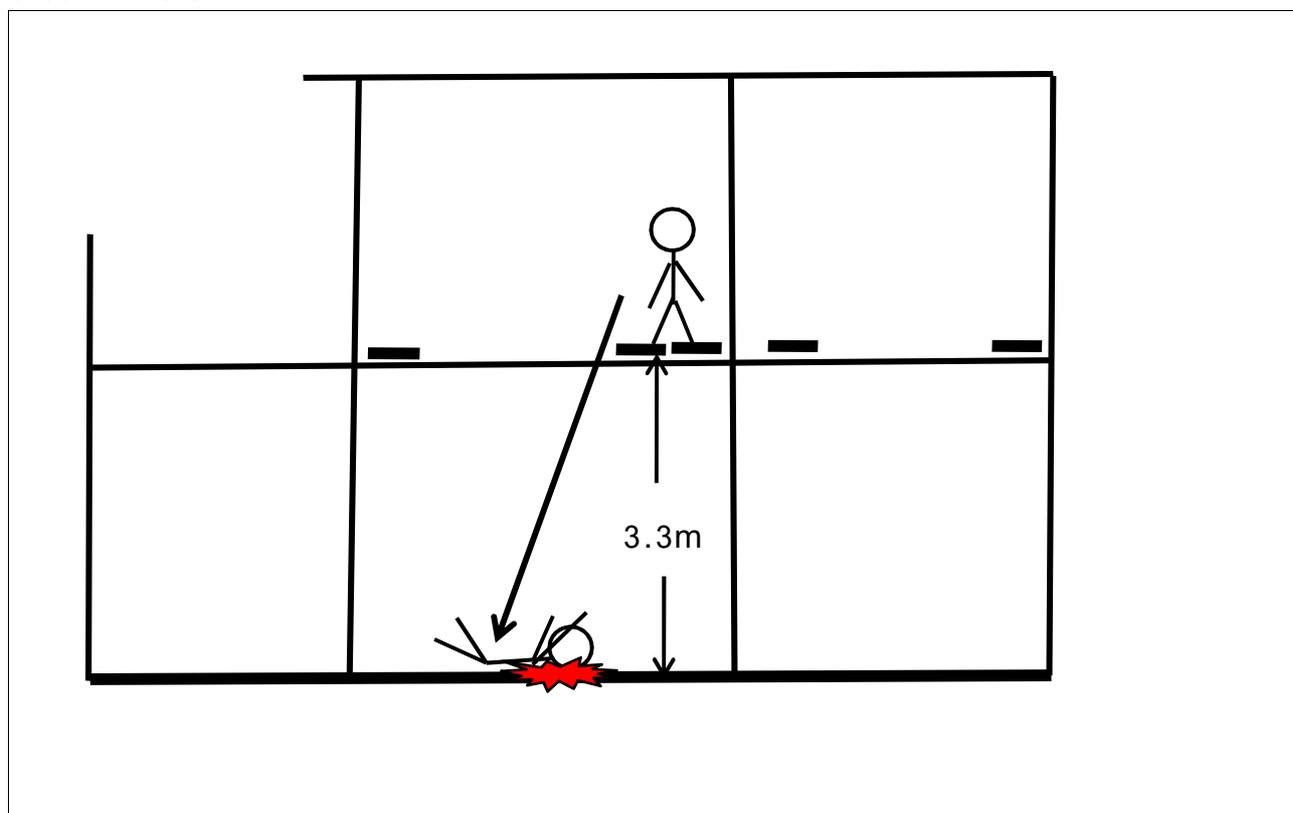
## 事例2 木造住宅の建方作業中に床梁部の足場板から墜落

事故の型	墜落・転落			起因物	作業床・歩み板	
性別	♂・女	年齢	~19・ <b>20~</b> ・30~・40~・50~・60~・70~			
職種	管理者	経験	2年	被災の程度	死亡	
工事の種類	木造家屋建築工事			発注者	民間	

### 発生状況

木造住宅の建方作業中に、2階から1階へ移動するため、床部分に置いてあった幅24センチメートルを2枚並べた足場板を移動していたところ、1階床のコンクリート基礎部分に墜落した。

### 災害発生の概要



### 対策

1. 高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合には足場を組み立てる方法等により作業床を設けるか、それが困難な場合には防網を張る、安全帯を使用させるなど墜落により労働者の危険が及ぼす恐れのない措置を行ってから作業を行うこと。
2. 作業に使用する材料などが落下しないように落下防止用のネット等の設備を設けること。

### ポイント

梁と梁の間に防網を張る、または床材を張る等により墜落防止を講ずる。

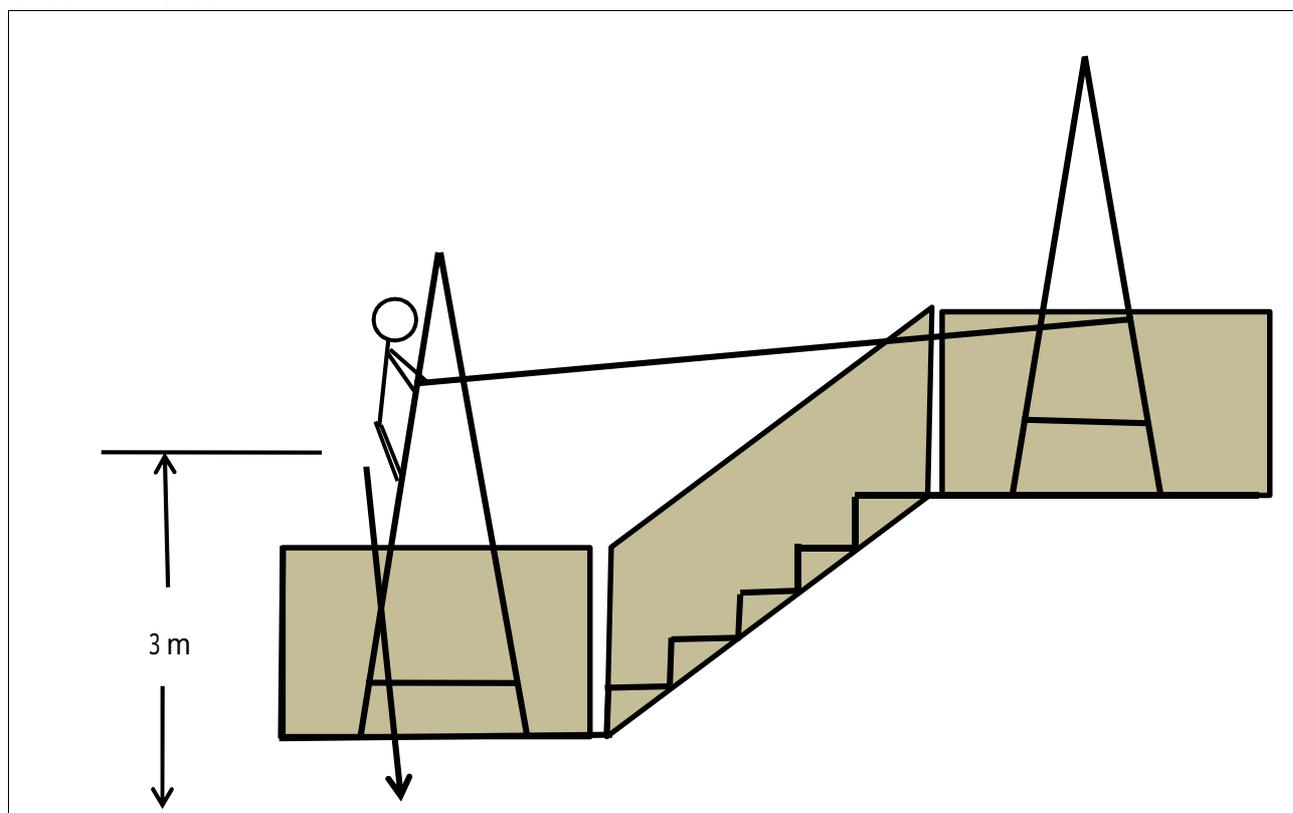
### 事例3 脚立足場の設置作業中に墜落

事故の型	墜落・転落			起因物	足場
性別	男・女	年齢	～19・20～・30～	40～	50～・60～・70～
職種	塗装工	経験	16年	被災の程度	死亡
工事の種類	非常階段等の塗装工事			発注者	市・町・村

#### 発生状況

外部非常階段の塗装作業終了後、塗装のために外していた階段裏板を戻すため、1階と2階の間の踊り場に脚立足場を設置しようと足場板を脚立に緊結中、バランスを崩し階段の手すりを乗り越え、約3メートル下の地面に墜落した。

#### 災害発生の概要



#### 対策

1. 手すりの高さを超えて足場の設置作業をする際は安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講ずること。
2. 労働者に対して墜落防止等に係る安全教育を実施して安全意識の高揚を図ること。

#### ポイント

踊り場等において足場の組立て作業を行う際は、設置箇所の周囲の状況を確認すること。

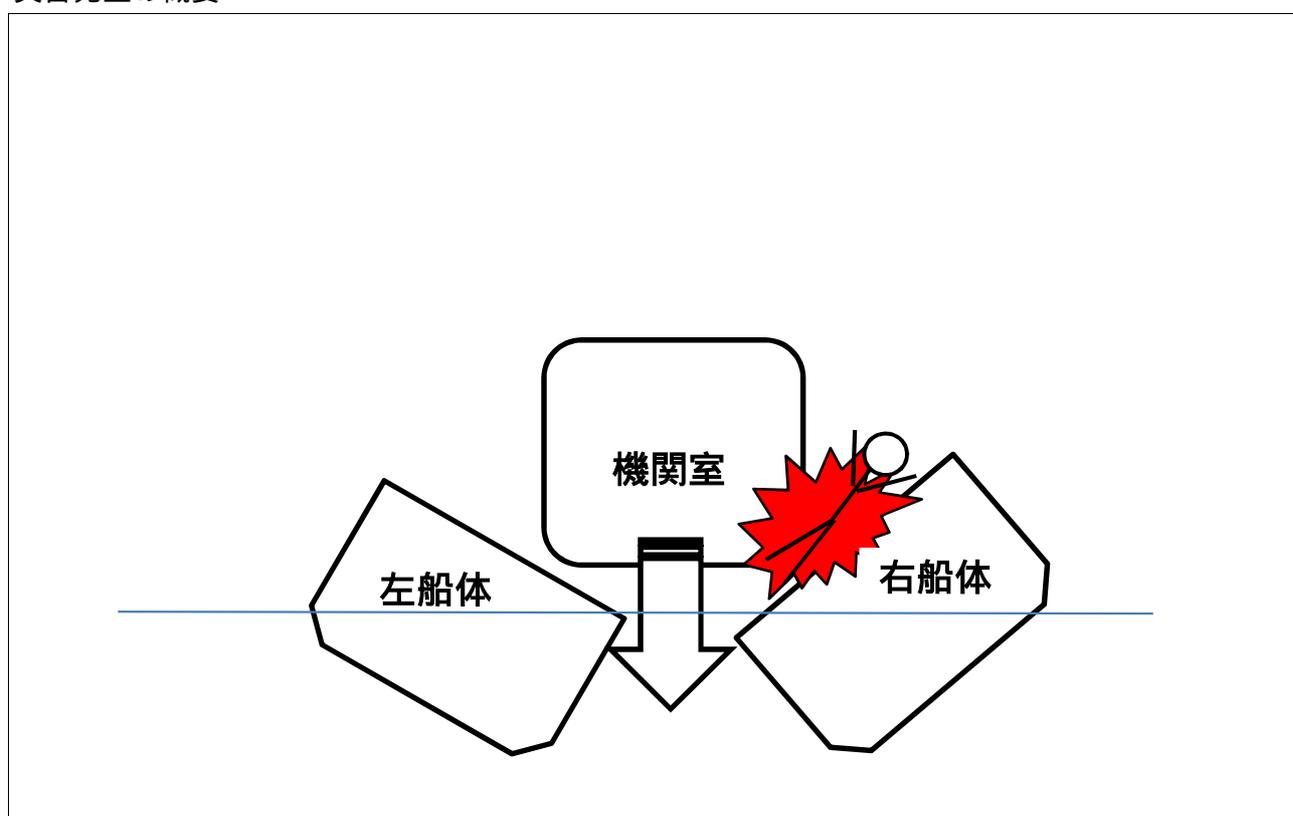
## 事例4 砂取船の分離作業中に船体と機関室との間にはさまれた

事故の型	はさまれ・巻き込まれ			起因物	その他の装置・設備	
性別	男・女	年齢	～19・20～・30～・40～	50～	60～・70～	
職種	鳶・鍛冶工	経験	10年	被災の程度	死亡	
工事の種類	砂利採取装置解体移送工事			発注者	民間	

### 発生状況

砂取船(船体2台と機関室等で構成)の分離作業において、移動式クレーンで船体の傾きを調節しながら2台の船体をつなぐH鋼を外すため、ボルト溶断を行っていたが、移動式クレーンの足下が不安定であったため、吊り上げ作業を一時中断し、玉掛ワイヤーを外したところ、船体と機関室が分断して転覆し、溶断作業をしていた、被災者が船体と機関室の間にはさまれた。

### 災害発生の概要



### 対策

1. 解体作業にあたり、当該解体目的物の形状等に応じて、事前に安全に配慮した解体手順を計画し、関係労働者に対して周知徹底した上で作業を行うこと。
2. ガス溶断作業を行う際に、溶断対象物が不安定な状態である場合、当該溶断対象物の重量や傾きの調整を必ず行うこと。やむを得ず調整を一時中断する場合は、必ずガス溶断作業を中止させ、労働者を陸上の安全な位置に退避させること。

### ポイント

移動式クレーンを使用する際は、アウトリガーを不安定な場所に設置しないこと。